

平成19年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成19年12月12日(水曜日)

出席議員(20名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席委員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総務課長兼 行政改革推進室長	早坂宏也君
会計管理者兼会計課長	五十嵐信一君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	吉田恵君
税務課長兼 特別徴収対策室長	竹中直昭君

農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
商 工 観 光 課 長	伊 藤 東 君
やくらい高原温泉 保養センター所長	齋 藤 吉 男 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
子 育 て 支 援 室 長	早 坂 律 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	佐 藤 勇 悦 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 渕 浩 弥 君
参事兼総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善 一 郎 君
教 育 総 務 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
社 会 教 育 課 長	三 浦 庄 一 郎 君
体 育 振 興 課 長	三 浦 又 英 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君
監 査 委 員 書 記	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第 88 号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 3 議案第 89 号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 議案第 90 号 加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例について
 - 第 5 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町体育施設等）
 - 第 6 議案第 92 号 平成 19 年度加美町一般会計補正予算（第 4 号）
 - 第 7 議案第 93 号 平成 19 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 8 議案第 94 号 平成 19 年度加美町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 9 議案第 95 号 平成 19 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 10 議案第 96 号 平成 19 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 11 議案第 97 号 平成 19 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 12 議案第 98 号 平成 19 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 13 議案第 99 号 平成 19 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 15 議員派遣の件について
 - 第 16 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

午後 1 時 0 0 分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。12番近藤義次君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116条の規定により、13番新田博志君、14番福島久義君を指名いたします。

日程第 2 議案第 8 8 号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 2、議案第88号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 皆様、御苦労さまでございます。

昨日に引き続き本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第88号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年度人事院勧告により、若年層の月額給料、子等の扶養手当及び12月の勤勉手当を引き上げる改定を行うものであります。本年度の人事院勧告は、国家公務員の給与が民間を下回ったため、9年ぶりに若年層の月額給料に限定して0.35%引き上げるとともに、少子化対策として子等の扶養手当を「6,000円」から「6,500円」に引き上げる改定を4月にさかのぼって行うこと。12月に支給される勤勉手当を0.05月分引き上げることとされました。

しかし、本町の人事院勧告の取り扱いにつきましては、町長の方針として町広報紙12月号に掲載したとおり、逼迫している町財政状況、米価の低落や町内企業の倒産等の経済情勢から、人事院勧告を完全実施せず、給料及び扶養手当については、4月にさかのぼらず12月からの適用とし、勤勉手当については勧告の2分の1の0.025月分の引き上げとするものであります。

なお、行財政改革の一環として、今回の条例改正にあわせ管理職手当についても規則の改正により20%の減額を12月の給料から実施いたします。よろしく御審議の上、御承認賜りますよ

うお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第89号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第89号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 議案第89号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、町が行っている乳幼児及び児童の保険診療に係る医療費の一部助成について、その対象となる年齢を現在の6歳到達後の3月末日までから義務教育終了時の12歳までに拡大するとともに、保護者の所得制限に関する規定の改正を行うもので、子育て家庭における経済的負担を軽減し、もって乳幼児及び児童の健康と健やかな育成を図るものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） この条例改正によって負担が予想される分どのくらいになるのか。それから、きのう中学生までの部分の負担、1学年1,300万円ほどというお話を何かの話のついでに伺った記憶もございましたけれども、学年が増してくるごとに医療費というのはどのように変

わっているか、この辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。お答えします。

まずもって負担分の関係ですが、小学校の2年生から6年生まで拡大しようとするものでありますけれども、試算しますと総医療費で8,100万円ほどになります。これに対しましての町からの助成額が約3割の2,410万円ほどとなります。対象人数で1,130名ほどと試算しております。それで、ただいま御質問の中学生の部分で、先日の一般質問でも回答しましたように、1年生から3年生まで拡大したとした場合には医療費で約4,000万円、それに対する助成額で1,100万円ほどと申し上げましたけれども、ただいま御質問のとおり、学年が高くなるほどよっての医療費の推移ということですが、御案内のとおり、小さい子供さんであればあるほど受診回数がふえるということでありまして、これが年齢が上がることによりまして、例えば中学生でありますと受診回数もかなり減ってくるということでありまして、以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第90号 加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例 について

議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第90号加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

議長（米澤秋男君） 議案第90号加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例に

ついて御説明申し上げます。

本案件は、平成19年4月から指定管理者社会福祉法人大崎精神科医が管理運営を行っている加美町障害者自立支援センターの定員を改正するとともに、指定管理者社会福祉法人加美町社会福祉協議会が管理運営を行っているクローバーハウスを加美町障害者自立支援施設に加える改正であります。平成19年4月に開所した加美町障害者自立支援センターは、当初18名の障害者が支援を受けておりましたが、その後、在宅等で生活している障害者の方々の利用が増加してきており、今後の一層の利用増加が見込まれるため、同施設の定員を現在の「30名」から「40名」に改正するものであります。

また、昭和62年4月に開設した加美町心身障害者通所授産施設クローバーハウスについて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所として県の指定を受けることに伴い、加美町障害者自立支援施設条例にクローバーハウス定員20名として加えるものであります。

なお、この改正に伴い加美町心身障害者通所授産施設条例を廃止するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 今御説明いただいたところで、一つ、障害者自立支援法の関係もあるのかどうかと、あと、定員が30名から40名に変わったということで、施設の方での受け入れは大丈夫なのか、その辺をお伺いしたいんですが。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。お答えします。

ただいま提案理由の説明にありましたとおり、4月から運営しておりますこの障害者自立支援センターの関係なんですが、当初30名定員ということでスタートしたわけです。それで、今の利用状況を申し上げますと、常時二十七、八名ほど利用しているわけで、31名が既に登録をしております。その中で受け入れ体制につきましては40名に定員増ということで、すぐに受け入れ体制を整備するというのではなくて、今後在宅の障害者がさらにふえるという見込みのもとでの定員増であります。ですから、すぐに受け入れ体制を整備するということではございません。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号加美町障害者自立支援施設条例の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町体育施設等）

議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町体育施設等）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町体育施設等）について御説明を申し上げます。

本案件は、加美町総合体育館ほか体育施設等の指定管理者として、特定非営利活動法人ジョイナス、理事長田中安友を指定するものであります。

指定管理者制度は、議員各位も御案内のとおり、公の施設の管理に民間の経営手法を導入し、利用者サービスの向上と管理コストの削減を図るもので、本町でも164の公の施設のうち40の施設に既に導入をいたしております。今回御提案しております体育施設等につきましては、各体育館等の管理及び事業運営について、指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも大きな効果が期待できるものであります。

指定管理者の候補者選定に至る経緯につきましては、去る11月1日から11月7日までを受け付け期間と公募を実施いたしましたところ、特定非営利活動法人ジョイナス、株式会社陶芸の里宮崎振興公社、同和興業株式会社・同和警備株式会社共同企業体の3社より応募があり、11月19日及び11月28日に指定管理者選定委員会を開催いたしました。同委員会では3社から提出された申請内容について、町条例に定める基準に基づき詳細に審査した結果、体育関係事業に関する実績や事業計画の具体性の面ですぐれ、また最も経費削減効果が期待できる提案を行ったジョイナスを指定管理者の候補者として選定したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 加美町町民体育館条例を一応見た限りで、指定管理者になった場合に、その条項のうち町長、教育長というところを指定管理者と読むというふうにあるんですが、その場合、利用料金の減免についてなんですが、利用料金の減免をどのように扱うのか。要するに収入が指定管理者の方に入るということになって、今までは教育長の判断ということで減免になっていたものが、指定管理者の収入とかかかってきて減免が少なくなるといいますか、そういったことがあるものなのか、それが1点。

二つ目としては、指定管理者が指定機関であっても適当でないと認められる場合には取り消すという条文もあるようですが、そのときに指定管理者の管理水準が町の要求に満たないと判断した場合とあるんですが、その基準というものはどういったものなのか、その2点をお伺いします。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長お答え申し上げます。

減免の関係につきましては、規則の11条に使用料の減免がそれぞれ載っておりますが、今回の関係につきましては、減免、収入関係については従来の減免の方法で行うと。例えば町または教育委員会が主催する事業に利用するときは全額減免になるわけですけれども、それは予算に積算置いても行ったり来たりする格好になりますから、額面では等しくなりますので、そこまでは見ておりません。

続きまして、事業の関係ということで、まず評価ということであります。事業の評価等については、募集要項にもうたっておりますが、町の水準ということで受けましたが、町としての体育施設等の関係については、健全に利用する方々への不便をかけないということがありますので、それら等も満たす、さらにはそれが満たさない場合については勧告を申し上げて、改善が見られない場合については指定を取り消すということもありますということで、募集要項等にもうたっております。以上です。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） 減免の先ほどの回答なんですが、そうしますと、やはり町の方で判断というふうに思ってよろしいんでしょうか。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 基本的には減免の申請については教育委員会に減免申請をするということで、これまでの形を変えないで進めたいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） きのうち全員協議会がありまして、その中でジョイナスが指定の優先者として内定した審査のポイントの説明があったわけですが、そこで、一番問題なのは、事業計画書に沿った管理を安定的に行うことができるかどうかだと思います。事業計画書においては、コンサルタントあるいは担当の者からいろいろアドバイスを受ければそれは立派なものができると思いますが、要は物的能力あるいは人的能力、資力、信用力、こういったものを有していると判断された根拠について、まず1点お尋ねをいたします。

それと、今回三つの団体の応募があったわけでありましたが、三つともすべて網羅した実績のある団体ではないと思っております。住民に一番身近な町の10カ所の施設を一括して委託するということありますから、大変な苦勞といたしますか、問題点もあるかと思えます。そこで、業務を一括して第三者に委託することは法的にできないわけでありましたが、例えばスポーツ関係のある団体に、また一方においてはメンテナンスを別な団体に、そういったジョイントベンチャー、共同企業体を組織したり、あるいは分割したり、そういった協議がなされなかったものかどうか、この件についてお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） その根拠ということのお話でございますが、これにつきましては、全員協議会でもお話しし御説明申し上げましたとおり、町の加美町公の施設にかかわる指定管理の指定手続に関する条例の第4条の指定管理者の候補者の選定ということに条例でうたわれておりますので、その選定基準を一つの根拠に基づいて行ったと。それに照らし合わせて計画書等について詳細にわたって行っただけということでもあります。

企業体の関係ですが、これにつきましては、今回の募集要項の中におきまして申し込み資格が団体であるということをおうたっております。ですから、一つの団体であろうと共同企業体であろうとそれについては制約がないわけありますので、それに基づいたもので今回届け申し込みされました同和興業・同和警備がその代表事業者ということで、同和興業が指定管理者の申請をされたということでもあります。ですから、特にその制約は設けてなく、それぞれの申請された団体等の考えで今回指定管理者候補としての申請申し込みされたものと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） きの中の指定管理の審査のポイントについて、一つは一番コスト的に安く申請された、あるいはもう一つは事業内容であったと、こういったことが挙げられたわけで

すけれども、そもそも住民の福祉の増進を目的とした利用に供するという法的な前提があるわけですね。これはただ安く上がればいいというものじゃないと思うんです。コスト削減によって人員不足、そしてサービスの低下こういったことが今全国的に指摘されているところであり、きのうの資料を見ますと、応募期間が1カ月ということであり、この事業計画を策定させるに当たって、やはり町とのかかわりがあった体協あるいは関係団体、こういったものの整合性、調整、それができてこそ事業計画が組まれると思うんですが、宮崎振興公社の場合は21年度から策定するという事です。つまり宮崎公社のいわんとしていることは、いろんな今までやってきたことをスムーズに運営するために、まずもって1年間は今までどおりやろうじゃないか。そして1年かかってそういった調整をしながら計画を組むんだと、こういった内容の含みであろうと思うんですが、その点についてどのように理解されたものなのかお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長お答えします。

募集の要項に、募集に関する質疑期間ということで、19年10月10日から17日までの1週間、その質疑期間を設けていると質問等がありましたら文書にてお願いしますということで、この募集要項にうたっております。それによりまして宮崎振興公社から、今佐藤議員さんがお話しいただきました事業計画等についての質問をいただいております。これまで18年、19年の体育事業に関する事業はどのようなものを行っているかということの質疑でございました。それにつきましては、社会教育委員会に報告、提出している案件についてすべて御回答申し上げ、文書にて回答を申し上げております。以上です。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） きのうの協議会の中で、一括の方が平等なサービスを提供することができるんだと教育長のお話の中にあつたわけですが、果たして今やっていることが不平等なのか、今の状態を続けながらさらに民間のノウハウを入れれば立派なものができると思うんですが。例えば大きな大会があつても、中新田、小野田の体育館ではこれは対応できない。あるいはまた、一つの教室を持っていても、毎日やるわけでありませぬから、きょうは中新田、あしたは宮崎というようなことで対応できるわけです。ですから、平等にサービスを提供させるのが一番、一括してやるのが一番いいんだというような理由づけにはならないと思うんですが、もう一度この分割や共同企業体でやろうとする、そういった意識はないのかどうかお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 今回の指定管理についての施設については、10施設が一括ということで行っています。それについての理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。今後におきましても一括で募集を行っておりますので、分割するという考えはございません。以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 佐藤善一議員からこの指定管理制度でやろうとしている加美町の体育施設、これのいろんなある意味では提言をいただいているという思いで今聞いておりました。

しかし、ここに議案として提案してお願いをしているということは、御案内のとおり町の行財政改革大綱に基づくこれからのこういう施設をどうして活用していくのかということ、そして、町の機構として職員の配置、職員もだんだん削減をしていくことです。経費も削減をしていかなければならない。そういった中でこういう施設を指定管理者を置いて、これまでの町のサービス、今までやってきたことのサービスを低下させないようにという配慮のもとで、きのうも説明したように、1年は職員がそこに引き継ぎの形、あるいは指導、アドバイザーという形でこれを移行していこうという基本的な考え方の中にあるわけです。

したがって、これではうまくないんでないかとか何とかというようなことに当然思い至ることもあるだろうと思いますけれども、一つの公募という形をとっておくことは、これに参画する人を広く募るわけです。募ってその期間が短いとか何とかという指摘もございましたけれども、現地説明会には7団体も参加をしておられます。その中でよし、やろうという団体が三つこの提案をして応募をしたわけです。応募をしたというのはそれだけの、要するにこっちは一つの試験問題といったらあれなんですけれども、こういうことはどうですかというようなことの設問をして、それに提案、こういうふうにやりますということを出してもらって、それを審査した結果がこういうふうになったということでございますから、これから考えなければならぬことは、きちんときょうの議論を踏まえて今後の公募する場合に何らかの形で反映をさせていくということは可能であろうというふうに思います。

思います、今現在ここにお願いしておりますことは、こういう手続は町が大きな枠組みの中で行財政改革を進めていくということの一番のポイントになるわけです。きのうもいろんな一般質問の議論があったわけでありましてけれども、耐震の診断もしろというような話もありましたけれども、その財源をどうするかということをおつ皆さん方にもお考えをいただきたい。そして、実際きのう示した資料の中でこれだけの経費の節減も図れるということは皆さん

御案内のとおりだろうというふうに思います。至らないことはこれからの運営においてやれること、町として指定管理業者に頼んだからそのまま頼みっ放しということでは決してないわけです。これまでやってきた事業というものはきちっと継続をして、そしてその地区で活動するこういうスポーツ大会、あるいは芸能大会でもいいんです、そういうものを地区でやりたいというものをそこで指定管理者を指導、督励しながらこれからもやっていくということは変わりはないわけです。そういう意味で大きな観点をもって指定管理者制度というものをスタートさせておりますから、どうぞその点を十分御理解いただいて御承認をお願いしたいということで提案をしているわけです。どうぞよろしく御理解をいただきます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 私は町内10施設あるわけですから、二つぐらいに割った方がよかったのかなという思いを今でも持っております。一本にした理由、メリットはどこにあったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 先ほども10施設ということの関係ですが、大きく分けまして各地区のメインとなる施設が、例えば中新田体育館の隣に小体育館があるということでも条例に今回指定管理者施設に含まれておりますし、小野田につきましては小野田西部体育館、これは旧西小野田中学校の体育館でありまして、小野田西部スポーツ公園についても同じ中学校の校庭、さらには東部体育館については東小野田中学校の体育館というように、それぞれこれまで活用してきたものについてまとめたものが10施設ということになります。ですから、数においてはそういう数になりますけれども、これまで各地区ごとのメインと下位施設、そのサブとなるものを含めての10施設ということになります。

それで、メリットということになるわけではありますが、先ほど町長がお話ししたとおりであります。加えまして今回の指定管理につきましては、行政改革大綱及び実施計画に基づいておりますので、経費の削減が大きなものになるかと思えます。加えまして地域住民がこの指定管理をすることによりまして、自分たちが地域について考えていることが要するに企画面、実施面から参画できるということになれば、当然ながら協働ということもよく言われておりますが、そこにも関係できるという大きなメリットがあります。以上です。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） どうしても1本にしなくてはならなかったという明快なお話は聞けなかったような気がいたします。指定管理者制度というものは、そもそも民間の活力なり斬新な発

想というものを行政の中に取り込んでいくという考え方で始まったわけですから、やはり競争原理、市場原理があってよいサービスを提供する、あるいは同じサービスをしていながらよりコストの低いやり方でやっていくと、そういう努力のできるシステムが民間活力を利用するということになるんだらうと思いますけれども、そういった比較検討、比較できないような委託の方法ですと、その効果というのはなかなか見つけにくい。やはり複数の民間に委託をしてよいサービスを提供させる、あるいは創意工夫をさせるという、そういう意味での刺激をし合う態勢を今回の委任、委託においてもやるのが、本来の指定管理者のあり方を取り入れることになるのではないかというふうに思いますけれども、これに関して町長からもお話しいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） もっともな御意見だというふうに思います。しかし、ここに出てきたからそういう論もあるのかなという思いもいたすわけです。したがって、私は競争の原理という話が今出ましたけれども、これはこちらから一方的に指定してお願いする場合であれば、一議員が言うような原理になるんだらうと思います。この制度は公募による制度であります。ということは、既にその時点でこの公募をするということでいろんなメリットがそこに生まれてきている。競争の原理が働いた上でこういう今までやってきたものとの幅ができていくということも御理解をいただきたいというふうに思います。

これは体育施設10施設あるからこれは非常に多いということになるかもしれませんが、一つと同じシステムを持つ同じ形態、文化施設の混在するようなものであれば、いろんな整理しなければならぬものがあるかというふうに思いますけれども、同じ体育施設であるということから見て、私も最初それどうかなというようなことでいろいろ内部で議論したこともありますが、結局このくらいの町の一つのあれであれば、実質一つでもいいんだらうということでの判断をさせていただきましたし、御提案をいただいた中で競争の原理が働いてきょう提案できたのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 非常に微妙な立場で質問させていただきたいと思います。

先ほど4番一議員からも質問があったんですけれども、一括で出すメリットというものについて明快な答弁がなかったというふうに思っております。私自身考えるところによりますと中新田体育館今まで3名の職員でやってまいりました。町でやっている社会体育事業、七つの実施事業をやっております。陶芸の里スポーツ公園、総合体育館、ここは同じ人員でやってい

ますけれども、資料には四つ実施事業をやっていると書いてありますけれども、実際は二つだというふうに思います。同じ人員体制の中であって町民サービスはこのくらい平準化していないということは、今までの行政のあり方にも問題があったんじゃないかというふうに思っています。やはりこういうものを解決するためには、加美町の町民がひとしく同じサービスを受けられる体制をつくっていかねばいけないのかなというふうに思いますけれども、課長はその辺、今までの行政としてやってこれなかった分を今回の指定管理者制度で町民に平準なサービスを提供しようというふうな大きなメリットがあると思うんですけれども、この辺が一つ。

もう一つは、今までそれぞれの合併前の地区でもって社会体育行政のあり方が大きく違っているというふうに思っております。特に中新田地区においては、実行委員会形式をつくって、町民みずからが事業運営に携わってきて、経費節減なり自分たちの思いを実現してきたというような過程があると思います。その点他の2地区においては、行政丸抱えの中において準備から片づけまですべて行政職員がやっていたというような経緯があります。しかし、平成15年に合併してから、それぞれの2地区でも実行委員会を立ち上げながら、事業も精査しながら町民の意向に合った形でもって事業推進をやってきたという話も聞いております。実際そういう形になっていると思います。その点について一括で出したメリットと、または今までの行政としてなかなか組織上、または事業上、人員配置の中でできなかったことについてのメリットをひとつお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長お答えします。

先ほどの一括のメリットにつきましては、町長が提案理由したことに尽きるわけでございますが、各施設の管理及び事業運営については、要するに一つの指定管理者が一体的に展開できるということが、そういうことによりまして効率的に、さらにはその地域の活性化も図れると。さらには、今工藤議員さんがお話しのとおり、サービスの平準化が図れるということからしまして一括ということに今回させていただいた状況下にあります。なお、当然ながら経費の節減にも大きな効果が期待できるということも含まれております。

次に、各地区の事業等の関係でございますが、それぞれ各地区におきましては、実行委員会を立ち上げ、みずから企画して今現在行っておりますが、以前におきましてはそのスポーツ大会等における役員等については、役場職員が主、あとはそれに関係する方々が主でございますが、現在は各地区とも行政区から準備からあとは当日の大会運営に携わっているということでもあります。ですから、今はみずから自分たちが事業に参画しているということが言えると思

います。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） これから民間の団体の方々が10施設の運営に携わるということになる、町民の方々への周知徹底、または先ほど町長からも説明がありましたけれども、やはり行財政改革の中で利用する方の町民の方々にも、ひとつ利用方法または心構え、または健康増進、福祉向上、そういう意味での事業展開も施設利用に対しての理解をしていただかなければいけないというふうなことも出てくるのかなというふうに思っています。やはり今までは町から声がけされて、特に生涯スポーツ推進員などは現場でいろいろ力を尽くしていただいて頑張って事業運営をやってきたわけですが、これから民間に移ることによってなかなか行政と町民との関係というのは希薄になりはしないかというような心配がありますので、こういうことについてのこれからの対応について一つ。

もう一つは、現在生涯スポーツ振興計画なるものを教育委員会、特に体育振興課が中心になって今策定しておりますけれども、それとこの10施設を運営する団体との役割分担、またはかわり、または生涯スポーツ振興計画を町民のものにしなくちゃいけないわけですが、それ相応の役割というものもこの指定管理を受けた団体が担っていかなければいけないというふうに思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 何につけても制度が変わる、新しいものを取り入れるというときは、皆さんそれぞれ不安があるというのは当たり前のことであります。大きく言えば加美町の合併をしたときも、おれ、おらほの町なくなるのかやということで大騒ぎしたこと、これは当たり前といえば当たり前、それくらい自分のところのものは誇りとするもの、そしてここで培ってきたという自信も背景にありますから、それぞれそこで、今度の場合は体育事業のことですけれども、おらほが一番いいんだというようなことでの、そしてここが一番使いやすいホームグラウンドだということで、これが今までは行政の手でやってきたものが指定管理というだけか知らない人が来てやるんだべやということのとらえ方でありまして、これは必ずそこにそれでいいのかやということが出てくるんです。

しかし、御案内のように、何回も申しますけれども、町の今後のことを考えますと、その方がいいということでの御提案を申し上げておるわけでございますし、また、今御心配いただきましたような地区の、そのこの体育館をあるいは運動場を使う人たちのこの身になってということになるわけです。しかし、これもなかなか早い話が電気料の果てから水道の果てからこれも

出てるわけで、今まではただで使っていたのにというようなことに必ずこれはなると思いますが、なると思いますが、私が選挙以来言ってきたことは聖域なき行財政改革を進めなければならないということ。ということのみずから、きのうもちょっとお話ししましたが、みずからそれを律する形の示し方をしてきたつもりでおるわけです。そういうことで、これを小さいことで、そんなことまでというようなこともあるんですが、ひとつそれを通じて町民の皆さんにもそういう意識を、全体的なことというのはなかなか難しいと思いますけれども、意識の目覚め、芽生えみたいなことでこれもしていく必要があるんだろうと。大変つらいところの話もあるわけです。主催事業、減免の話などというのもまさしくそういうことだろうというふうに思います。

しかし、これはこれまで町長あるいは教育長が、この団体について、この大会についてはというようなことにつきまして配慮できるものについては、これまで同様にそういう措置をしていく経過措置も必要なのかなというふうにも思っております。そういうことでのこれから期待されるものというのはまさしくそういうものもあるんだろうというふうに思います。しかし、これをいきなりというか、ぎりぎりというような形じゃなくて、そういうものがじわじわとやはり浸透してみんなも一緒に後片づけしながら、このくらいの人がかかるのにみんなですぐに終わるんだとか、そういうことのモラル的なことも含めた形の進め方というものが非常に大事になってくると思います。

それから、生涯スポーツの問題、これも非常に大事な視点でございまして、これは町で計画を立てているものですが、何のことでも町でこういう本出してこうなんだとやということで、こいづというようなことでみんなに見せだして、これ進まないんですね。ですから、当然そういう指定管理を受けるものと団体と町としっかり話し合いをして、住民がその地区のものを使う、あるいは全体で使う場合もあるわけですが、そのものにいくまでのいろんなここでの体育関係にかかわっている議員の皆さんは数多いわけですが、それぞれ考えていただければいいと思うんですけども、自分たちのやりたいことの積み上げ、こういうものを積み上げて、ああ、こういうことはこうしていった方がいいということが必ずあると思います。そういうものを町でつくる計画にみんなが参画できる、そういう雰囲気をつくっていくこと、こういったことが非常に大きいメリットになるのかなと。メリットになるようにしていかなければならないんだろうというふうに思っております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） きのうからの全協での説明、質疑応答、そしてきょうこうやって本会議で公の指定管理者制度についていろいろお話を、提案者、執行部の理由なりいわんとするところは私も十分理解もしました。しかし、今までの議員各位からの質問になると、一括は心配なのか。これは体育施設で同じようなものだからだと思んですが、今までは何振興公社、何公社、小野田、宮崎、中新田地区と三つに皆やってきているものですから、そういう心配は当然議員さんたちにあります。

それから、一つだけでは競争といいますか、そういうサービス向上に対する切磋琢磨してのサービスということについてはどんなものかとか、あるいは経費削減だから執行部側はいいのじゃないかと、これも経費が削減されるからいいのじゃないかというもろもろいろいろあったんですが、やっぱり議員さん方、今までそれぞれの地区の一番町民がコミュニケーションする一番身近な施設でございましたし、そういうのは、きのう私メンバーのことも聞きましたけれども、メンバーを見ると中新田地区の方々だけのメンバーであると。でもこれからいろいろ小野田や宮崎地区からも募っていくというような話ではありましたけれども、そういう宮崎や小野田地区の不安も当然あるだろうし、それから、さっき工藤議員ですか、旧町時代のそれぞれ施設の利用度、自主事業の回数、いろんなこともありました。

何かこうやって見ると、それぞれの議員の顔色も、あるいは執行部の提案者の方の顔色も変わってきておりましたので、議長、ここで私は無記名投票でこれを是か非かとにかく決めたらいいのではないかと。これ以上話をしても何か顔色ばかりじゃなくて、目つきも悪くなるようなそんな気がしますので、いかがでしょうか、議長、お諮りをお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） いや、質疑の段階でございますので、まずもって質疑を終結しない限りはそれは発生しませんので、その辺御了解していただきたいと思います。まず質疑を十分尽くして、そしてその後そのことを皆さんにお諮りしたいと思います。

ただいま尾形議員からの御提言は会議規則にはちょっとのっとなっておりませんので、ひとつその辺は御理解していただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。11番佐藤善一君。これ原案に反対の討論を許可いたします。反対ですか。（「はい」の声あり）

11番（佐藤善一君） ただいま議題となっております議案第91号公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどの質疑過程の中、あるいはきのうの全協の中で数々の指摘があり、問題点が浮き彫りにされたところであります。特に指定管理者の指定は行政処分の一種類でありまして、従来の入札の対象とならないために、町の判断、町の関与、そういったものが大きくかかわってくることであります。それゆえに申請の内容を審査する多岐にわたる情報と審査能力、公平で適切な評価が求められております。それを町の幹部職員だけ、民間が1人も入らず、しかも1カ月という公募期間の中で選考されたことに疑問が残ります。指定期間は3年であり、事業内容によってはそれは行政停止命令あるいは取り消しといったことができますが、実際主要の予約が入っていることからして、それは実際無理であります。それを逆に町にそういった問題ありとして国家賠償法による訴訟を起こされたり、あるいは監査におきましても金の出し入れの監査だけであって、事業そのものの監査は対象にならない、そういうものであります。ですから、最初の指定管理は大変重要なのであります。果たして計画どおり安定した管理運営、公共性の担保されるものなのか疑問が残るところであります。

以上のことからして、とても住民の前で議会で十分審議した最善の指定管理者であったと言いがたく、このままで即原案可決することにためらいを感じるものであります。よって、議案展開を求め、慎重に精査し、整備の上で再提出されるよう求めるものであります。賢明なる議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして反対討論といたします。

議長（米澤秋男君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 議案第91号公の施設の指定管理者の指定について、続いて賛成討論を行うものであります。

今回の指定管理に出された施設は、社会体育施設であります。これは先ほど議論されましたけれども、町民の活動の最前線にあるところであります。これまでさまざまな施設が指定管理者制度として指定を受けてまいりました。小さいところは集会所から薬師の湯またはゆ～らんど、これも今まで指定管理者として協議をされてまいりました。

この社会体育施設の指定管理者制度は、加美町で指定管理者制度を導入以来、初めての公募といえますか、そういう形の中で審議されてきたものかなというふうに思っております。やはりこの社会体育施設の指定管理者の中にはさまざまなものが内在しているのかなというふうに思っております。一つは、町長が申し上げました行財政改革の中で、町と町民のあり方、またはこれからの町の行政のあり方等、町民がどのように協働を進めながらやっていくのか、こういうものがすべて内在した今回の公の指定管理者の指定だったのかなというふうに思っております。

これまで募集の期間または審査方法、または一括で出すべきなのかどうかというようなことについてさまざまな議論がされましたけれども、私は皆様方の議論を通じて必ずや町民の方々のプラスになる指定管理者制度のこの体育施設の導入だというふうに確信をしております。ぜひ皆様方の御理解をいただきながら、議案第91号公の施設の指定管理者の指定についてぜひ御賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（米澤秋男君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

この採決については会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（米澤秋男君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番佐藤正憲君、2番米木正二君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、開票立会人に1番佐藤正憲君、2番米木正二君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（米澤秋男君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。

なお、投票による表決においては賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付もれはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（米澤秋男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。自席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

議長（米澤秋男君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番佐藤正憲君、2 番米木正二君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（米澤秋男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票

有効投票 19 票

賛成 6 票

反対 13 票

議長（米澤秋男君） 以上のとおり反対が多数であります。よって、議案第91号公の施設指定管理者の指定について（加美町体育施設等）は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕
